

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	キャンターフィッツジェラルド証券株式会社 代表取締役社長 村田 光央
【住所又は本店所在地】	東京都港区赤坂五丁目3番1号 赤坂Bizタワー38階
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2026年5月20日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	カルナバイオサイエンス株式会社
証券コード	4572
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所グロース市場

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	キャンター フィッツジェラルド ヨーロッパ (Cantor Fitzgerald Europe)
住所又は本店所在地	英国 E14 5HU ロンドン カナリー・ワーフ ファイブ・チャーチル・プレイス (5, Churchill Place, Canary Wharf, London, United Kingdom E14 5HU)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区赤坂五丁目3番1号 赤坂Bizタワー38階 キャンターフィッツジェラルド証券株式会社 証券業務部 証券業務部長 中島 有子
電話番号	03-4589-9221

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.2
訂正される報告書の報告義務発生日	2026年2月17日
訂正箇所	2026年2月20日に提出した変更報告書No.2の記載に誤りがありましたので、以下の通り訂正いたします。

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

発行者と提出者は2025年7月28日付の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債、2025年9月29日付の第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「第2回新株予約権付社債」という。）及び2025年11月27日付の第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、総称して「本新株予約権付社債」という。）の第三者割当に関して、引受契約を締結した。同契約に基づき、提出者は、本新株予約権付社債の全てを（発行要項に従って）転換し、その結果生じた発行者の普通株式を、各場合において、海外機関投資家（その投資に係る意思決定機関が日本国外にある機関投資家をいう。）である第三者に対して売却していく意向である（但し、提出者が発行者の普通株式につき、発行者による事前の承諾を書面により得ている場合、又は、その他一定事由の発生により、金融商品取引所で売却を行う場合を除く。）。

本新株予約権付社債の譲渡の際に発行者の書面による承諾が必要である。

発行者は、提出者による一部又は全部の本新株予約権付社債の転換を停止することをいかなる時点においても禁じられるものとする。

発行者は、償還予定日の少なくとも1ヶ月前までに提出者に事前に書面により通知することにより、残存する本新株予約権付社債の全部又は一部を償還することができる。

また、発行者と提出者は2026年2月17日付のdocirbrutinib (AS-1763) 開発促進新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）の第三者割当に関して、割当契約を締結した。同契約に基づき、提出者は、本新株予約権の行使により交付される発行者の普通株式を、海外機関投資家（その投資に係る意思決定機関が日本国外にある機関投資家をいう。）に対して売却していく意向である。

本新株予約権の譲渡の際に発行者の書面による承諾が必要である。

発行者は、第2回新株予約権付社債の全部が償還された後又は第2回新株予約権付社債の要項に従って発行者が取得した後に限り、所定の手続に従い通知を行うことにより、いつでも、提出者による本新株予約権の一部又は全部の行使を停止することができる（但し、提出者が発行者普通株式の売却につき既に売却先との間で約定している場合の当該発行者普通株式に対応する本新株予約権の行使を除く。）。

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

発行者と提出者は2025年7月28日付の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債、2025年9月29日付の第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び2025年11月27日付の第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、総称して「本新株予約権付社債」という。）の第三者割当に関して、引受契約を締結した。同契約に基づき、提出者は、本新株予約権付社債の全てを（発行要項に従って）転換し、その結果生じた発行者の普通株式を、各場合において、海外機関投資家（その投資に係る意思決定機関が日本国外にある機関投資家をいう。）である第三者に対して売却していく意向である（但し、提出者が発行者の普通株式につき、発行者による事前の承諾を書面により得ている場合、又は、その他一定事由の発生により、金融商品取引所で売却を行う場合を除く。）。

本新株予約権付社債の譲渡の際に発行者の書面による承諾が必要である。

発行者は、提出者による一部又は全部の本新株予約権付社債の転換を停止することをいかなる時点においても禁じられるものとする。

発行者は、償還予定日の少なくとも1ヶ月前までに提出者に事前に書面により通知することにより、残存する本新株予約権付社債の全部又は一部を償還することができる。

また、発行者と提出者は2026年2月17日付のdocirbrutinib（AS-1763）開発促進新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）の第三者割当に関して、割当契約を締結した。同契約に基づき、提出者は、本新株予約権の行使により交付される発行者の普通株式を、海外機関投資家（その投資に係る意思決定機関が日本国外にある機関投資家をいう。）に対して売却していく意向である。

本新株予約権の譲渡の際に発行者の書面による承諾が必要である。

発行者は、2026年2月17日に発行されたカルナバイオサイエンス株式会社第2回無担保普通社債（以下、「第2回無担保普通社債」という。）の全部が償還された後又は第2回無担保普通社債の要項に従って発行者が取得した後に限り、所定の手続に従い通知を行うことにより、いつでも、提出者による本新株予約権の一部又は全部の行使を停止することができる（但し、提出者が発行者普通株式の売却につき既に売却先との間で約定している場合の当該発行者普通株式に対応する本新株予約権の行使を除く。）。